

令和7年度
川崎市貨物運送事業者
燃料価格高騰等対策支援金

募集要領

支援金の不正受給は犯罪です！

支援金の申請手続きにおいて、虚偽、不正等を行った場合は刑法上重大な犯罪になる可能性がありますので、募集要領の要件をよくご確認の上、適正な申請をお願いします。

令和7年11月
川崎市経済労働局経営支援部経営支援課

目次

1	制度の目的	3
2	予算額	3
3	交付金額	3
4	申請期間	3
5	交付申請者	4
6	交付対象外	5
7	申請から交付までの流れ	6
8	支援金の交付申請方法について	7
9	交付申請時の提出書類について	7
10	誓約事項について	8
11	交付請求書の提出	9
12	支援金のお振込について	9
13	Q & A	10
14	注意事項	10
15	お問い合わせ先	11

1 制度の目的

燃料価格の高騰等の影響など厳しい社会経済環境の中でも、地域経済や市民生活に重要な物流を支える市内中小貨物自動車運送事業者の経営の安定化を図ることを目的とする。

2 予算額

5, 0 0 0 万円

3 交付金額

1事業者あたり10万円

※交付は法人または個人事業主単位となります。

※川崎市内に複数の営業所がある場合は、営業所ごとの申請は受付いたしませんので、本社等で手続きを行ってください。

4 申請期間

令和7年11月4日(火)～令和8年1月30日(金)まで

※募集期間内であっても、申請額が予算額に到達した時点で募集を締め切ります。

5 交付申請者

次のすべてを満たしている必要があります。

(1) 中小貨物運送事業者（個人事業主を含む）であること

※貨物軽自動車運送事業は対象外となります

(2) 市内にて営業所が所在すること

(3) 令和6年4月1日時点において貨物運送事業を実施しており、申請日時点において引き続き事業継続の意向がある事業者であること

(4) 川崎市税（法人にあっては法人市民税を、個人にあっては個人市民税をいう。）の納税義務者であること。

(5) 川崎市税等の滞納がないこと。

(6) 事業を営むに当たり関連する法令及び条例等を遵守していること

＜支援金交付申請者確認チャート＞ **※必ずご確認ください**

貨物自動車運送事業者ですか？

令和6年4月1日時点において、貨物自動車運送事業法に基づく一般/特定貨物自動車運送事業の実施に必要な許可等を受けた上で、事業を行っている。

※貨物軽自動車運送事業は対象外

いいえ

はい

中小の事業者ですか？

（資本金3億円以下若しくは従業員300人以下の法人、または個人事業主）

※みなし大企業は対象外

いいえ

はい

川崎市内に**営業所※**がありますか？

※一般/特定貨物自動車運送事業を行うための自動車を有する事業所

いいえ

はい

令和6年4月1日より前から事業を継続しており、今後も継続する意向はありますか？

いいえ

はい

法人または個人事業主単位で支援金の申請が可能です

※営業所単位での申請はできません

交付対象外

6 交付対象外

- (1) 申請年度において本支援金の交付を受けた者
- (2) 法令、条例、川崎市補助金等の交付に関する規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団、法第2条第6号に規定する暴力団員に該当するもの。また、法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者。法人格を持たない団体にあっては、法人の役員と同等の責任を有する者が暴力団員に該当する者
- (4) 公序良俗に反する等の市長が適当でないと認める者
- (5) 政治団体
- (6) 宗教上の組織又は団体
- (7) みなし大企業に該当する者

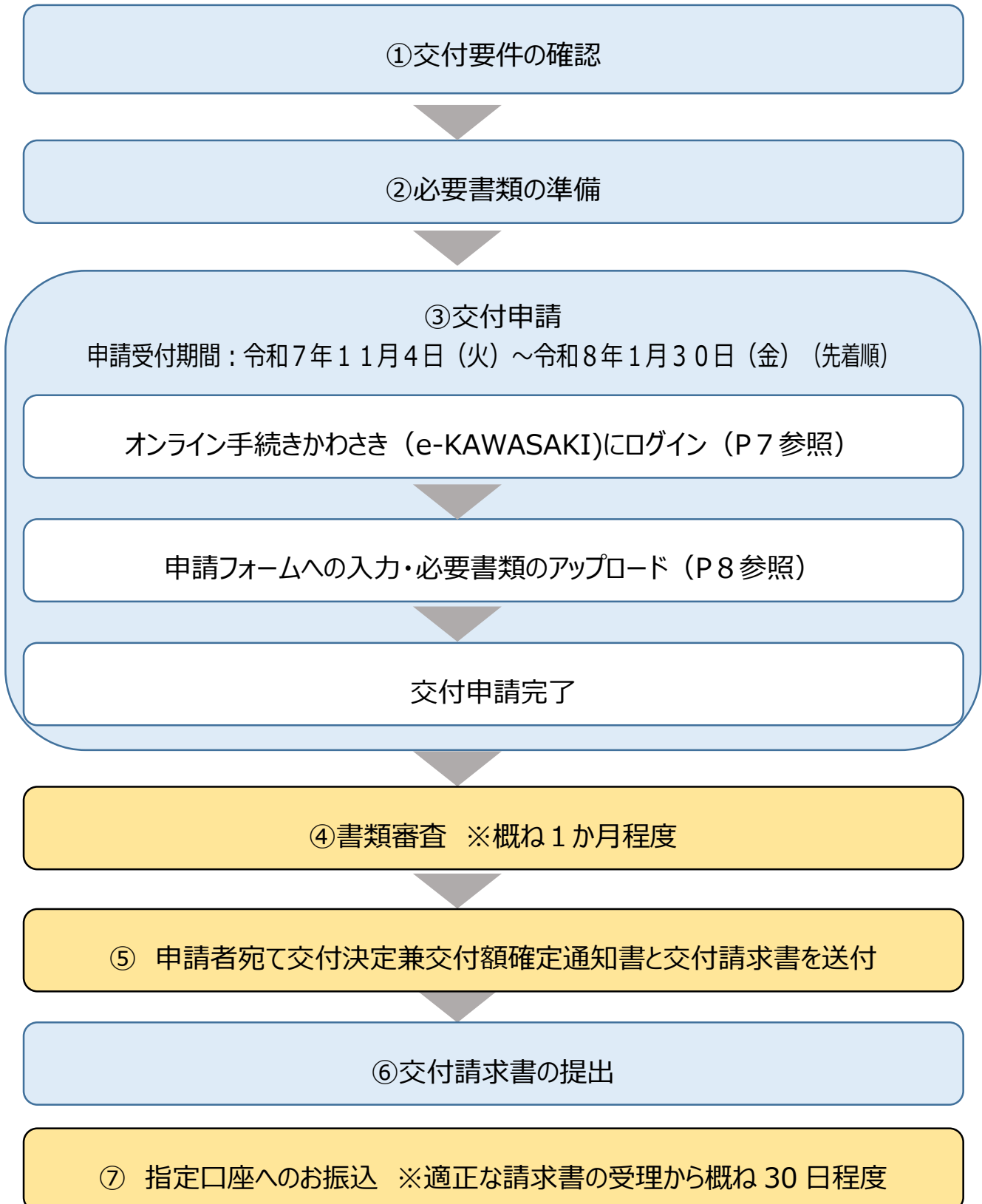
※みなし大企業

次の①～③のいずれかに該当する中小企業者を指す。

- ①発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有又は出資している事業者
- ②発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有又は出資している事業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている事業者

7 申請から交付までの流れ

青色部分が申請者側で行っていただく手続きとなります。



8 支援金の交付申請方法について

申請は、オンライン手続きかわさき (e-KAWASAKI)のみの受付となります
(請求書の提出時を除く)。

申請手続きを行うには、次の「①オンライン手続きかわさき (e-KAWASAKI) ポータルサイト」で利用者登録後、ログインを行う必要があります。なお、利用者登録等の方法については、次の「②オンライン手続きかわさき (e-KAWASAKI) 利用マニュアル」をご確認ください。

ログイン後、手続き一覧(事業者向け)をクリックし、キーワード検索(「川崎市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金」と入力)の上、該当ページへお進みください。

① オンライン手続きかわさき (e-KAWASAKI) ポータルサイト

URL : <https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home>

② オンライン手続きかわさき (e-KAWASAKI) 利用マニュアル

URL : <https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000148671.html>

※メール・郵送では本支援金の交付申請を受け付けておりません。

9 交付申請時の提出書類について

オンライン手続きかわさき (e-KAWASAKI) への申請入力やファイルのアップロードにより手続きを行うことができます。オンライン手続きかわさき (e-

KAWASAKI) には次のURLからログインすることができます。

URL : <https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home>

※アップロードする PDF 1 ファイルあたりの容量は、原則として 2MB 以下としてください。

提出書類	概要・注意点など
(1) 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業に係る許可書の写し	PDF 形式でアップロードしてください。 ※「神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金の交付決定通知書の写し」でも代用可 ※一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る許可書を紛失した場合は、事業証明願でも可
(2) 自動車検査証記録事項の写し (1 台分)	PDF 形式でアップロードしてください。 ※申請日時点で有効なもの。 ※入力フォーム上の「市内営業所所在地」に入力した営業所で保有する車両としてください。1 台分で構いません。

10 誓約事項について

申請時に次に掲げる項目について確認、誓約していただきます。

項目
・川崎市内に営業所がある中小貨物運送事業者（個人事業主を含む）です。
・一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の実施に必要な許可等を有したうえで「申請事業者」欄記載の「貨物運送事業に係る事業開始年月日」から事業を継続して実施しており、今後も事業を継続する意向があります。
・川崎市税（法人の場合は法人市民税、個人事業主の場合は個人市民税）の納税義務者（非課税、課税免税、減免等となる者を含む。）です。
・申請者は、市民税等の滞納はありません。また、川崎市が求めた場合、納税証明書等の提出を行うことに同意します。
・申請者は、虚偽の申請、報告など、本支援金の交付に関して不正行為を行いません。不正行為があると判明した場合、川崎市が申請者の名称とその内容を公表すること、支援金の返還及び違約加算金・遅滞金の支払いに応じます。また、返還に際し、支払い期限までに返済がなされない場合には、川崎市が関係行政機関及び関係金融機関に申請者の所得・財産調査等を実施すること、関係行政機関及び関係金融機関が川崎市へ情報提供することに同意します。
・法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示を遵守します。
・申請者及び申請者の役員は、川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 2 条

に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではありません。また、川崎市暴力団排除条例第8条に基づき暴力団ではないことを川崎市が神奈川県警察本部長に対して確認を行うことに同意します。また、全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。
・申請者は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する者ではありません。
・申請者は、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人に該当するものではありません。
・申請者は、次のいずれかのみなし大企業に該当しません。 ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している事業者 イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している事業者 ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている事業者
・本支援金制度に係るアンケート調査等の依頼があった際は、協力します。
・川崎市のその他の施策・各種事業の案内やアンケート調査のため、申請者の情報を利用することに同意します。

1 1 交付請求書の提出

「交付請求書」を受領後、原則1週間以内にご提出をお願いします。ご提出に必要な書類と提出方法につきましては、交付決定兼交付額確定通知書及び交付請求書送付の際に改めてご案内いたします。

1 2 支援金のお振込について

適正な「請求書」を川崎市が受領後、30日以内に指定の口座に支援金が振り込まれます。

1 3 Q & A

1 本社は川崎市外にありますが、支援金の申請はできますか？

川崎市内に営業所がある場合、本社が川崎市外であっても対象になります。

2 川崎市内に複数の営業所があります。申請は本社でまとめて行う必要がありますか？

川崎市内に複数の営業所がある場合は、営業所ごとの申請は受付いたしませんので、本社で手続きを行ってください。

3 貨物軽自動車運送事業を行っている場合（黒ナンバー）も支援金の対象となりますか？

貨物軽自動車運送事業（黒ナンバー）は対象となりません。

1 4 注意事項

（１）必要に応じて、募集案内に記載の無い書類のご提出及びご説明を求める場合があります。

（２）審査の結果、交付が決定されないことがあります。

（３）支援金の交付決定の取り消しと返還について

次の場合には、支援金の交付決定等を取り消し、既に交付した支援金の全部又は一部を返還いただく場合があります。なお、次のイ～オに該当する場合は、加算金等の支払いを求める場合があります。

ア 支援金の交付を受ける日までに交付申請者の要件を満たさなくなったとき

イ 支援金の交付決定に付した条件に違反したとき

ウ 虚偽の申請、その他不正な手段によって支援金の交付決定を受けたとき

エ 公序良俗に反する行為があると認められるとき

オ 法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき

15 お問い合わせ先

川崎市経済労働局経営支援課

TEL : 044-200-2326

Mail : 28keiei@city.kawasaki.jp